

令和6年2月20日

長島町ふるさと納税運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本町の安定した行政サービスの充実と地場産業の活性化のため、ふるさと納税を積極的に推進し更なる寄附金を募集する必要がある。そのためには、ふるさと納税ポータルサイトの効果的な運用と返礼品の充実、寄附者への対応、返礼品協力事業者のサポートの充実などを図ることが求められる。ふるさと納税制度は、全国的に拡大傾向にあり、運営業務を行う事業者の知見等も蓄積されていると思慮されることから、事業機会の公平性を図る観点から、受託候補者の選定を実施するものである。なお、選定方法については、事業者の業務遂行に関する知見、技術、経験等を見極め、本業務を委託するのに最も適した受託候補者を選定するため公募型プロポーザル方式で募集する。

2 業務概要

(1) 業務名 長島町ふるさと納税運営業務

(2) 業務内容

別紙1、長島町ふるさと納税運営業務に関する仕様書（以下「運営業務仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までとする。

(4) 見積内容

見積内容は、別紙1に定める業務について任意の様式で提出すること。

3 公募型プロポーザル方式の採用について

(1) 採用の具体的な理由

本業務を行うためには、本町及び本町のふるさと納税返礼品の魅力を伝えるため、複数の媒体を用いた広告戦略を立て効果的なPR事業を行うとともに、本町の産業・歴史・文化等を理解し、多様な返礼品の提案が可能な委託業者を選定する必要がある。よって、本業務の委託事業者を選定する際には、入札方式のように単に金額のみによる選定ではなく、本業務を遂行するために十分な知見や技能等を有し、的確な助言・提案等が可能な事業者を公募し、実績や提案等に視点を置いて評価することにより、最も適した業者選定を可能とする公募型プロポーザル方式を採用するものである。

4 スケジュールについて

項目	日程
公募開始及び参加申込受付開始	令和6年2月20日(火)
質問受付期間	令和6年2月20日(火)～同月29日(木)
質問回答	令和6年3月5日(火)迄に随時回答
参加表明書の提出及び提案書提出締切	令和6年3月8日(金)
プレゼンテーション	令和6年3月14日(木)※予定
選定結果の通知	令和6年3月15日(金)※予定

5 受託候補者の選定について

受託候補者は、町職員にて構成された長島町ふるさと納税運営業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、次に定める「6 審査概要」に基づき選定する。

6 審査概要

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。なお、参加申込書等が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合は、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとし、プロポーザル参加資格のない者が行った提案等、提案書又はそれらの添付資料に虚偽の入力又は記載を行った者の提案等は無効とする。

- 1) 本町の現状を十分に把握し、具体的な提案等ができること。
- 2) 鹿児島県内自治体のふるさと納税運営実績があること
- 3) 年間10億円以上の寄附実績がある自治体の運営実績、且つ令和5年度現在もその自治体と契約中であること
- 4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 5) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 6) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- 8) 本業務を一括再委託しない者であること。
- 9) その他、本業務に係る関係法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

(2) 審査基準

提出書類及びプレゼンテーション審査の内容について、別紙2 審査基準等を適用する。

(3) 審査方法

審査は、選定委員会においてプレゼンテーション審査を行うものとする。

1) 審査

① 事務局は、提出された書類をもとに、参加資格を有するか等の確認を行う。

② 参加者に対して、選定委員会がプレゼンテーション審査を実施する。

提案内容について各選定委員が審査し採点を行い、最優秀者及び次点者を選定する。

③ プレゼンテーションの順番は、参加申込受付の早い順とする。プレゼンテーションの時間は 20 分以内とし、そのあと 10 分以内で質疑応答を行う。1 者当たりの時間は 30 分程度とする。

④ 審査の結果、点数の 60% に満たない受託候補者を選定しない。

7 参加申込書及び企画提案書等提出要領

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加申込書及び企画提案書等提出すること。

(1) 提出書類

1) 参加申込書 (様式 2)

2) 会社概要書 (任意様式)

事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの

3) 業務実績書 (様式 3)

4) 業務体制表 (様式 4)

契約締結後における業務の実施体制 (管理責任者、主任担当者及び担当者の氏名、経験及び担当する業務等) について記載すること。

5) 企画提案書 (任意様式)

① 企画提案書については、運営業務仕様書をもとに、業務実施に向けた基本的な考え方、効果的かつ効率的な具体的実施方法等、必要な事項を具体的に記載すること。

② 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に分かりやすく記述すること。

6) 業務工程表 (任意様式) 実施スケジュールと役割分担が具体的に分かるように提案すること。

7) 見積書 (任意様式) 見積り内容は、履行期間中の業務に係る費用とするが、

次に掲げる事項が分かるように資料を添付すること。

- ① 運営業務に係る委託料率は、寄附額 5.5 億円に対する委託料率を記載すること。寄附額に対する歩合で算定する額以外の固定費がある場合については、委託料率に換算して記載すること。
- ② 参加者は、見積書に加えて別紙で内訳明細書等を示すこと。
- ③ 委託料率並びに見積金額及び内訳金額は、消費税（率）及び地方消費税（率）を含まないものとする。

(2) 作成上の留意点

- 1) 原則、A4 ファイルで提出すること。
- 2) 文字の大きさは、原則として 11 ポイント以上とすること。
- 3) 企画提案書別紙は、表紙、目次を除き両面印刷とし、30 ページ以内とすること。
- 4) 企画提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- 5) 企画提案書の下段余白中央にページ番号を付けること。
- 6) 企画提案書の表紙には、タイトル（長島町ふるさと納税運営業務）、提出年月日を記載し、会社名、代表者名を記名すること。
- 7) 見積書の正本には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。

(3) 提出部数

提出部数は、正本各 1 部、副本各 7 部とすること。

(4) 提出期限

令和 6 年 3 月 8 日（金）午後 3 時までとし、参加申込書と企画提案書等は同時に提出すること。

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。令和 6 年 3 月 8 日（金）午後 3 時必着）により提出すること。

提出先

〒899-1401 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 1875-1

長島町役場 地方創生課 ふるさと納税係

(6) 参加辞退届の提出

参加申込書等の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、参加辞退届（様式@）を次の方法で提出すること。

- 1) 提出書類 参加辞退届
- 2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- 3) 提出先 〒899-1401 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 1875-1
長島町役場 地方創生課 ふるさと納税係

(7) 質問の受付及び回答

参加申込み及び企画提案に関する質問については、質問受付期間中に受け付ける。質問書（様式1）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにて提出すること。電話、口頭での質問は受け付けない。なお、メールの件名には、質問の回数と会社名が分かるようにすることとし、質問書提出後、必ず受信確認を行うこと。

- 1) 受付期間 令和6年2月20日（火）から令和6年2月29日（木）午後3時までとする。
- 2) 回答方法 令和6年3月5日（火）午後5時までに随時本町ホームページへ掲載する。なお、質問のあった者の名称は公表しない。
- 3) 提出先アドレス及び確認先電話番号
長島町役場 地方創生課 ふるさと納税係
メールアドレス：chisei@town.nagashima.lg.jp
電話番号：0996-86-1101（直通）

8 参加申込書等に関する説明書（実施要領等）の交付方法

本町ホームページに掲載するので、参加希望者は自らダウンロードすること。

9 選定結果に関する事項

- (1) 参加者に対して、審査結果を通知する。

10 失格要件

参加申込者が次に掲げる行為を行った場合は失格とする。

- (1) プロポーザル関係者と不正な接触を行ったとき。
- (2) 各書類の提出方法及び提出期限を遵守しないとき。
- (3) 企画提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (4) 各書類に虚偽の内容を記載したとき。

11 経費負担

今回のプロポーザルに参加するための一切の費用は、参加申込者の負担とする。

12 契約の方法

受託候補者を選定後、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行う。ただし、最優秀者との契約が不調となった場合は、次点者との交渉を行うものとする。

1 3 その他

- (1) 公募型プロポーザル方式は、委託業者を選定するものであることから、具体的な作業は提案等に記載された内容を反映しつつも、本町との協議に基づいて実施すること。
- (2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (3) 参加申込書及び企画提案書等の返却は行わない。
- (4) 参加申込者、最終結果（最優秀者、次点者）は、原則として公表する。
- (5) 参加申込書及び企画提案書等は、提出後の差替え、追加及び再提出は認めない。
- (6) 最終結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- (7) 業務上の留意事項 上記「参加資格要件」等に違反等があった場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させ又は損害賠償を求めることがあるので十分留意すること。
- (8) 今回の公募は令和6年度当初予算成立前の準備行為であり、契約の締結、執行は令和6年度当初予算を議会にて審議し承認された後、効力が発揮されるものとする。

1 4 事務局

長島町役場 地方創生課 ふるさと納税係

〒899-1401 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 1875-1

メールアドレス：chisei@town.nagashima.lg.jp

電話番号：0996-86-1101（直通）

FAX：0996-86-0950